（ベトナム国駐箚）同　坂場　三男
ベトナム国駐箚を免ずる
臨時に外務省本省の事務に従事するよう命ずる
（イラク復興支援等調整担当）
（ミャンマー国駐箚）同　野川　保晶
ミャンマー国駐箚を免ずる
臨時に外務省本省の事務に従事するよう命ずる
（査察担当）
（シンガポール国駐箚）同　山中　誠
シンガポール国駐箚を免ずる
臨時に外務省本省の事務に従事するよう命ずる
（科学技術協力担当）
（国際連合教育科学文化機関日本政府代表部在勤）同　山本　忠通
国際連合教育科学文化機関日本政府代表部在勤を免ずる
臨時に外務省本省の事務に従事するよう命ずる
（アフガニスタン・パキスタン支援担当）（以上九月二十一日）
（イラク復興支援等調整担当）
特命全権大使　坂場　三男
兼ねて気候変動枠組条約第十六回締約国会議担当を命ずる（九月二十九日）
（大臣官房）外務事務官　小池　孝行
在ユジノサハリンスク日本国総領事館総領事に昇任させる（九月三十日）

## 財　務　省

（大臣官房付）財務事務官　角田　隆
大臣官房企画官を命ずる
（大臣官房審議官）同　枝廣　直幹
関税局長兼税関研修所長事務代理を免ずる（以上十月六日）

## 防　衛　省

（海上自衛隊幹部学校主任教官）
一等海佐　髙山　忠
防衛大学校教授を命ずる
（防衛大学校教授）同　松本　美之
防衛大学校付を命ずる
（海上幕僚監部指揮通信情報部付）同　永井　一成
海上幕僚監部防衛部装備体系課勤務を命ずる
（海上自衛隊幹部学校）同　小沼誠一郎
海上自衛隊幹部学校主任教官を命ずる（以上十月一日）

# 皇室事項

## 御祝電

天皇陛下は、十月十二日スペイン国の国祭日につき、同月八日同国国王陛下へ御祝電を発せられた。

# 資　料

## ―閣議決定等事項―

（内閣官房）

十月八日（金）
○一般案件
一、「緊急雇用対策本部の設置について」等の一部改正について（決定）（内閣官房・内閣府本府）
一、「円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策」について（決定）（内閣府本府）
一、外国為替及び外国貿易法第十条第一項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じたことについて国会の承認を求めるの件（決定）（外務・経済産業省）
一、インド首相マンモハン・シン閣下及び同令夫人の公式実務訪問賓客待遇について（了解）（外務省）
○国会提出案件
一、平成二十一年度会正取引委員会年次報告書について（決定）（公正取引委員会）
一、行政組織の新設改廃状況報告書について（決定）（総務省）
○法律案
一、郵便改革法案（決定）（内閣官房・金融庁・総務・財務省）
一、日本郵政株式会社法案（決定）（内閣官房・金融庁・総務・財務省）
一、郵政改革法及び日本郵政株式会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（決定）（内閣官房・金融庁・総務・財務省）
一、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案（決定）（総務省）
一、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案（決定）（総務・財務省）
一、地球温暖化対策基本法案（決定）（環境省）
一、地域における多様な主体の連携による生物多様性の保全のための活動の促進等に関する法律案（決定）（環境・農林水産・国土交通省）

# 公　告

## 諸　事　項

### 製造たばこ小売定価公告

たばこ事業法第33条第１項の規定により製造たばこの小売定価を平成22年８月31日付で認可したので、同法第35条の規定により当該小売定価を次のとおり公告する。

平成22年10月13日

財務大臣　野田　佳彦

| 製造たばこの区分 | 製造たばこの品目 | | | |
|---|---|---|---|---|
| | 名称 | 製品の区分 | 製造国 | 小売定価 |
| 紙巻たばこ | ピアニッシモ・スーパースリム・メンソール・ワン | ＦＳＫ　20本ハードパック | 日本 | 440円 |

### 前払式証票発行者の発行保証金に係る仮配当表公示

前払式証票発行保証金規則（平成２年法務省・大蔵省令第１号）第７条第１項の規定により次のように公示する。

1．商号　株式会社エヌシーぐんま
2．代表者の氏名　代表取締役　川上　俊裕
3．住所　群馬県前橋市千代田町四丁目19番５号
4．仮配当表
(1)　権利の実行の対象となる発行保証金の額
10,876,500円
(2)　権利の実行に係る申出等の総額
4,331,500円
(3)　配当の割合
100%
※配当に当たっては、前払式証票発行保証金規則第17条第２項の規定により、還付手続きに要した費用についての負担がある。

平成22年10月13日

関東財務局長　森川　卓也

### 前払式証票発行者の発行保証金に係る権利の実行に関する意見聴取会公示

前払式証票の規制等に関する法律施行令第11条第４項の規定により次のように公示する。

1．商号　株式会社エヌシーぐんま
2．代表者の氏名　代表取締役　川上　俊裕
3．住所　群馬県前橋市千代田町四丁目19番５号
4．権利の実行の対象となる発行保証金の額
10,876,500円
5．意見聴取会の期日
平成22年10月28日（木）午後３時
6．意見聴取会の場所
群馬県前橋市大手町二丁目10番５号　関東財務局前橋財務事務所会議室
7．上記の者の発行保証金について権利の申立てをした者、債権の申出をした者及び上記前払式証票発行者の代表者は、意見聴取会において権利の存否及びその権利によって担保される債権の額について証拠を提示し、及び意見を述べることができる。
なお、当日病気その他やむを得ない理由により、意見聴取会に出席することができないときは、本人が署名押印した口述書を提出して意見聴取会における陳述に代えることができる。

平成22年10月13日

関東財務局長　森川　卓也